

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド予備評価の結果を公表します。

## UUR グリーン合同金信（UUR グリーントラスト） 信託受益権に対して予備評価 Green 1 を付与

評 価 対 象 : UUR グリーン合同金信（UUR グリーントラスト）  
分 類 : 信託受益権  
発 行 額 : 未定  
配 当 率 : 未定  
信 託 設 定 日 : 未定  
信 託 満 了 日 : 未定（5年間）  
償 還 方 法 : 満期一括償還  
資 金 使 途 : ユナイテッド・アーバン投資法人への貸付

### <グリーンボンド予備評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営体制及び透明性評価	m1

## 第1章: 評価の概要

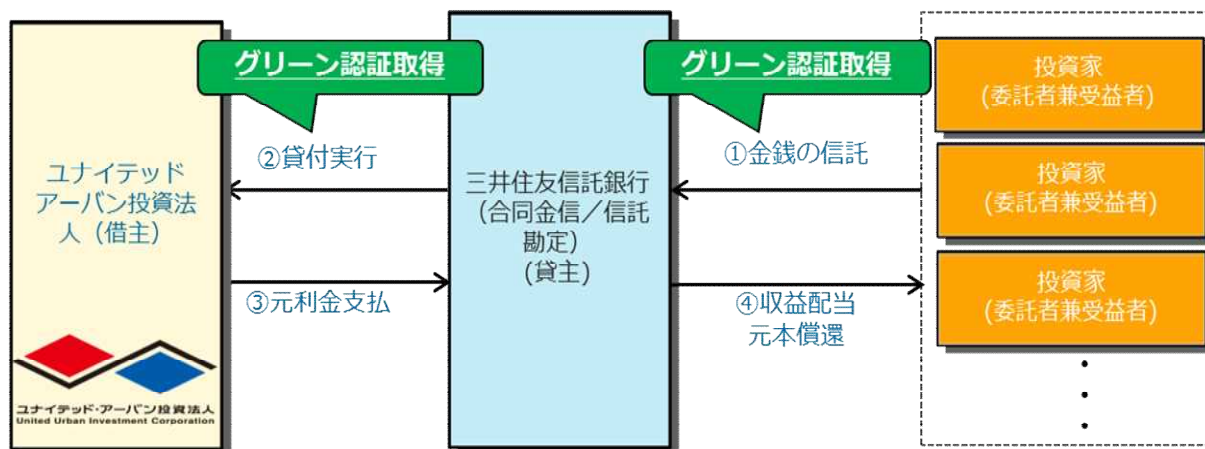
三井住友信託銀行（SMTB）は、1924年に三井信託銀行、1925年に住友信託銀行として創業した、三井住友トラスト・グループの中核企業。2012年に住友信託銀行、中央三井信託銀行及び中央三井アセット信託銀行の3社が合併して発足した信託銀行である。SMTBが属している三井住友トラスト・グループは、国内最大の資産運用・管理グループであり、受託事業（資産運用・資産管理）を中心として業界トップクラスの事業規模を有する信託銀行グループである。

三井住友トラスト・グループは、気候変動問題に対して、「気候変動対応行動指針」を策定し、その中で、「2.商品・サービスの提供」にて、「金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利

用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努める」としている。同グループでは、気候変動問題に対して、信託の機能も活用して解決に貢献することを目指している。

今般の評価対象は、SMTB の設定した合同金銭信託から交付される信託受益権（本信託受益権）である。下に今回のファイナンスの全体図を示す。

(スキーム図)



SMTB は、投資家から金銭の信託（または ABL による借入）を受け (①)、その資金をユナイテッド・アーバン投資法人 (UUR) に対して貸し付ける (②)。UUR が SMTB に支払う元利息 (③) は、収益配当 (④) として投資家に還元される仕組みとなっている。本信託受益権の発行代わり金の資金用途である SMTB (合同金信) から UUR への長期貸付金 (本貸付金) は、UUR が取得した既存のオフィスビル・商業施設の取得資金のリファイナンス及び新規に取得するホテルの取得資金として用いられる。なお、本貸付金は、JCR のグリーンローン評価の最高位である「Green1」を取得しており、SMTB はこれをもって資金用途のグリーン性を確認している。

また、JCR では、SMTB における本信託受益権の口座管理について社内にて適切な方法にて管理されること及び内部管理の体制が整備されていることなどから信託受益権の管理運営体制及び透明性も高いことを確認した。

この結果、今般評価対象の信託受益権は、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価 (資金用途)」において“g1”、「管理・運営体制及び透明性評価」において“m1”としたため、「総合評価」は“Green1”とした。詳細な評価結果については次章で詳述する。また、本信託受益権は、グリーンボンド原則<sup>1</sup>及び環境省によるグリーンボンドガイドライン<sup>2</sup>において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

<sup>1</sup> ICMA (International Capital Markets Association) グリーンボンド原則 2018 年版

<sup>2</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017 年版

## 第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

### 評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対するJCRの評価を踏まえ、本信託受益権の資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。本信託受益権については、その資金使途であるUURに対する長期貸付金の充当先であるグリーン適格資産のグリーン性を評価する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### 資金使途の概要

##### a. プロジェクトの環境改善効果について

- i. 資金使途の100%が既存または新規の「グリーン適格資産」のリファイナンスもしくは取得であり、環境改善効果が高い。

ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社(JRA) 資産運用ガイドライン(抜粋)

(2)具体的投資基準 ②投資対象不動産のその他の属性 (ロ) グリーン適格資産

DBJ Green Building 認証(3つ星以上)、CASBEE 不動産評価認証(Aランク以上)及びBELS 評価(2つ星以上)(以下総称して「環境認証」といいます)のいずれかを取得済み又は取得見込みである新規及び既存の運用資産を「グリーン適格資産」と定義し、これを積極的に取得するとともに、環境認証を取得していない運用資産については環境性能を向上させる等の取り組みにより、環境認証を取得するよう努めるものとします。

信託受益権の発行代わり金の資金使途である本貸付金の資金使途の対象はすべてUURの資産運用会社であるJRAの上記ガイドラインに定める既存もしくは新規の「グリーン適格資産」であり、本貸付金が充当される見込みの資産は、次ページに示す「グリーン適格資産」であるオフィスビル・商業施設・ホテル8件である。これら8件のオフィスビル・商業施設・ホテルは、2018年9月にリファイナンスもしくは新規取得が行われる予定である。

JCRでは8件のオフィスビル・商業施設・ホテルのうちBEI3を測定した7件(CASBEE取得6件、BELS取得予定1件)について、良好な数値であり高い環境改善効果が期待されることを確認しているほか、DBJ Green Building 認証を取得した1件についても、スコアリングシートにて省エネ効果のある対策が施されていることを確認している。

3 Building Energy Index の略。省エネの基準である基準一次エネルギー消費量に対する当該物件の設計一次エネルギー消費量の割合を示す。値が小さいほど、省エネ効果が高い。

- ii. 資金使途は、グリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、「地域、国又は国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、「省エネルギー」に該当する。

**b. 環境に対する負の影響について**

JRA ではグリーン適格資産の取得に際して、チェックシート等を用いてチェック項目の確認及び評価を行い、デューデリジェンス会議において取得の可否を検討している。現時点で、長期貸付金が充当される見込みの 8 件のオフィスビル・商業施設・ホテルによる環境に対する負の影響は確認されていない。環境に対して負の影響が懸念される場合、その回避・緩和策として、売主による是正等を取得条件としていることを JCR では確認している。SMTB においても、JRA にて取得した情報を参考に、環境に対する負の影響が小さいと判断している。

番号	物件名	既存・新規	環境認証の種類	ランク	ステータス
1	パシフィックマークス横浜イースト	既存	CASBEE-不動産	Aランク (★★★★)	取得済
2	パシフィックマークス新横浜	既存	CASBEE-不動産	Aランク (★★★★)	取得済
3	パシフィックマークス札幌北一条	既存	CASBEE-不動産	Aランク (★★★★)	取得済
4	モラージュ柏	既存	CASBEE-不動産	Sランク (★★★★★)	取得済
5	パシフィックマークス月島	既存	CASBEE-不動産	Aランク (★★★★)	取得済
6	パシフィックマークス赤坂見附	既存	CASBEE-不動産	Aランク (★★★★)	取得済
7	壺川スクエアビル	既存	DBJ Green Building	3つ星 ★★★	取得済
8	ザ・ビー福岡天神	新規	BELS	2つ星 (★★) 以上	取得予定

\*: 「ザ・ビー福岡天神」は、本グリーンボンド評価時点では BELS の環境認証を未取得であるため、UUR による取得見込のランクを記載している。

(参考) 各グリーンビルディングの認証制度について

### ① CASBEE

建築環境性能評価システムの英語名称の頭文字をとったもの (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)。

建築物の環境性能を評価し格付けする手法であり、2001年4月より国土交通省住宅局の支援のもと産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会を設立し、以降継続的に開発とメンテナンスを行っている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区などのほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発されたCASBEE-不動産がある。

評価結果は、Sランク (素晴らしい)、Aランク (大変良い)、B+ランク (良い)、B-ランク (やや劣る)、Cランク (劣る)、の5段階 (CASBEE-不動産はSランク (素晴らしい)、Aランク (大変良い)、B+ランク (良い)、Bランク (必須項目を満足) の4段階) に分かれている。

### ② DBJ Green Building

DBJ (日本政策投資銀行) が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。それぞれ5つ星 (国内トップクラスの卓越した)、4つ星 (極めて優れた)、3つ星 (非常に優れた)、2つ星 (優れた)、1つ星 (十分な) で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCRでは、本認証についてもグリーンローン原則に定義されているグリーンプロジェクト分類の「地域・国又は国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

### ③ BELS

建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称の頭文字をとったもの (Building-housing Energy-efficiency Labeling System)。

2013年10月に「非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン (2013)」が国土交通省において制定され、当該ガイドラインに基づいて第三者機関が非住宅建築物の省エネルギー性能の評価及び表示を適確に実施することを目的とした制度。評価結果は省エネ基準の達成数値によって星の数で表される。

それぞれ5つ星、4つ星、3つ星 (誘導基準)、2つ星 (省エネ基準)、1つ星 (既存の省エネ基準) で表される。

## c. SDGs との整合性について

本プロジェクトは省エネルギー及び地域、国又は国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディングに分類される事業であり、ICMAのSDGsマッピングを参考にしつつ、JCRでは、以下のSDGsの目標及びターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.3.** 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



### 目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

**ターゲット 9.4.** 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



## 目標 11：住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.6.** 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

### 評価フェーズ 2：管理・運営体制及び透明性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対する JCR の評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充度が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営体制及び透明性評価は、最上位である『m1』とした。

## 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### a. 目標

JCR では、SMTB が本信託受益権を通じて実現しようとする目標についてヒアリングした結果、以下要旨の回答を得ている。

“SMTB では、サステナビリティに関する取組を重視しており、下記の考え方に基づき推進しております。

#### ①経営のコミットメントとして、サステナビリティの取組みを積極的に推進

SMTB は ESG を経営の重要な基盤と位置付けているため、経営の優先事項として取り組む必要のあるサステナビリティの問題の特定と管理に努めています。

#### ②事業におけるサステナビリティの取組み

SMTB は専門信託銀行グループの機能を生かし、お客さまが直面する社会的な課題に対しトータルソリューションをご提供することで、お客さまとともに持続可能な社会の構築を目指します。SDGs はご提供の商品・サービスが創造する社会的価値を把握する（妥当性を検証する）基準として活用します。

#### ③コミュニティへの価値提供

社会の構成要素であるコミュニティへの価値提供は、事業基盤を健全に維持することにつながることから、事業を行う上で必要な社会的ライセンスと考えられます。SMTB はこうした観点から SDGs の視点も取り入れながらさまざまな形でコミュニティへの価値のご提供を実践しています。

かかる方針の下 ESG 経営の推進に向け、弊社の取組みと顧客向けのビジネス展開を連動させるべく、グリーンボンド発行や顧客へのグリーン調達支援は、財務的観点のみならず、弊社及び顧客の知見蓄積、市場プレゼンス向上の観点からも有効なエントリーポイントとして考えています。”

上記より、JCR では SMTB が自行の商品を通じて ESG やグリーンといった観点からの投資を広げていきたいと考えていることを確認した。

## b. 選定基準

SMTB は、各種環境認証を有するグリーンビルディングであること、また本貸付金についてグリーンローンとしての第三者評価を受けていることを前提として選定することとしたことを JCR はヒアリングにて確認している。

## c. プロセス

SMTB では ESG を経営の重要な基盤と認識しており、各事業において、ESG に関連した商品提供の検討を行っている。かかるなか、社内の各部署において候補となるプロジェクトを取り上げていること、この選定基準は上記の「a.目標」とも整合的であることを JCR は確認している。

また、今回のプロジェクトも上記過程を経て採用された案件であることを JCR は発行体へのヒアリングにて確認した。

以上より、JCR では、目標、選定基準、プロセスは、本評価レポートにて概要が記述されており、投資家に対する透明性が確保されていると評価している。

## 2. 資金管理の妥当性及び透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

- a. 本信託受益権の資金使途である本貸付金は、UUR によって本レポート 4 ページに記載している 8 件のグリーン適格資産のリファイナンス及び新規取得に全額充当する予定であり、これ以外の目的に充当される予定はない。
- b. なお、SMTB からは、信託財産管理部署である資産金融部／受託チームにより、借入人口座に資金が振り込まれる予定である。JCR では、借入人口座資金を振り込む前に、借入人との間に締結する金銭消費貸借契約によってその資金使途を限定したうえで、借入人から資金計画の報告を受けることを確認している。
- c. 資金を振り込んだ後は、前述の資産金融部／受託チームが、合同金銭信託に関する経理・決算業務を行い、投資家に対する期中の配当及び信託期間満了時の元本償還業務を行う。また、決算期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、投資家に報告を行う予定である。なお、経理・決算業務の遂行状況は、信託財産管理の管理部署によってモニタリングが行われる。また、適切な管理・運営が行われているかどうかについては、内部監査部によって不定期に監査が実施されており、内部管理の体制は整備されていると JCR では評価している。
- d. 信託受益権の発行代わり金の資金使途である本貸付金は、実行後速やかに「グリーン適格資産」のリファイナンス及び新規取得に充当されるため、未充当資金は発生しない予定である。  
SMTB は、JRA に対して、本貸付金の全額返済前に、「グリーン適格資産」を売却するなどにより未充当資金が発生した場合には、当該残高を JRA のファイナンスチームで認識・管理の上、可能

な限り早い段階で、他のグリーン適格資産の取得資金、リファイナンス等のグリーンプロジェクトに再充当するように努める旨確認している。

JCR では資金管理について、「グリーン適格資産」に確実に充当されること、その口座管理について社内にて適切な方法にて管理されること及び内部管理の体制が整備されていること、未充当資金が発生した場合においても、適切に代替となる「グリーン適格資産」が選定され、資金が充当されることを確認しており、資金管理の妥当性及び透明性は高いと評価している。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本信託受益権は、信託設定後に信託勘定への記帳が行われ、SMTB の管理システムにおいて管理が行われる。また、半年ごとに信託決算が行われ、その際には信託財産状況報告書が投資家に対して交付される予定であることを確認している。

一方、UUR は本貸付金の全額を直ちに「グリーン適格資産」のリファイナンスもしくは新規取得のために充当するため、未充当資金に係る期中のレポーティングは現在のところ想定されない。

しかしながら、今回 UUR が本貸付金で取得した「グリーン適格資産」を売却するなどにより未充当資金が発生するなど大きな状況の変化が発生した場合には、UUR のホームページにて、CEO・CFO・CIO・CCO 等のマネジメントの承認取得後に開示を行う。SMTB は当該開示について、投資家に開示する予定である。

##### b. 環境改善効果に係るレポーティング

本貸付金によって UUR が取得する予定の「グリーン適格資産」についてのリスト及び概要等は本レポートの評価フェーズ1の資金用途一覧に示している。SMTB は信託受益権の投資家に対して、UUR が開示した内容を開示する予定であることを確認している。

なお、UUR は年に1回、電気使用量、ガス使用量、CO<sub>2</sub>排出量及び水使用量について、UUR のウェブサイト等で開示を行う予定である。この環境改善効果に係るレポーティングについても、SMTB は投資家に年に1回開示する予定である。

また、SMTB は償還期限まで、レポーティングの状況の正確性について年に1度 JCR の第三者レビューを受ける予定である。

JCR では、上記レポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

### 4. 組織の環境への取り組み

#### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド発行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。



## (2) 評価対象の現状と JCR の評価

### a. 三井住友トラスト・グループの環境に対する取り組み

SMTB が属する三井住友トラスト・グループは、ESG を提唱した責任投資原則（PRI）に 2006 年の発表当初から署名を行っており、ESG の考え方を経営に組み込んでいる。

2015 年には「マテリアリティ」と呼ばれる、企業の価値創造プロセスに影響を与えるテーマを特定し、取締役会が取り組むべきテーマを整理したほか、サステナビリティの担当部署が、マテリアリティ項目を所管する部署と対話する「インターナル・エンゲージメント」を行い、ESG 投資家の評価を経営に反映させる仕組みを構築するなど、環境を含めた ESG が長期的な企業価値の向上のために必要と考えて積極的に取り組んでいる。

2017 年には ESG/CSR レポートに加えて、従来のディスクロージャーを高度化しマテリアリティと財務情報の関連性についても掘り下げた統合報告書の作成を開始したほか、「コーポレートガバナンス改革」、「顧客本位のさらなる徹底」及び「働き方改革」という 3 つの「マテリアリティ・テーマ」について改革を行うなど、グループとして ESG を重視し着実に取り組みを続けている。

また、三井住友トラスト・グループは下記の環境方針を定めており、それに従い業務を行っている。

#### (三井住友トラスト・グループ 環境方針)

##### 1. 商品・サービスの提供

私たちは、「地球環境の保全」、「持続可能な社会の実現」に貢献する商品・サービスのお客様への提供を通じ、社会全体の環境リスクの低減・環境価値の向上に取り組めます。

##### 2. 環境負荷の低減

私たちは、事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取り組みを通じ、環境保全・持続可能な社会の実現に努めます。

##### 3. 汚染の予防

私たちは、環境に関する対応の継続的な検証と改善に努め、汚染の予防に取り組めます。

##### 4. 法令等遵守

私たちは、環境保全に関連する諸法令・規則及び各種協定を遵守します。

##### 5. モニタリング

私たちは、環境に関する短期、中長期の目標を設定し、定期的に見直しを行い、取り組みの継続的な改善に努めます。

##### 6. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本方針の徹底と環境教育に努めます。

##### 7. 情報公開

私たちは、本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じた環境保全活動の推進に努めます。

上記環境方針に従い、グループ内の大規模拠点ビルにおける環境目標の達成状況、エネルギー使用量と CO<sub>2</sub> 排出量の推移及び紙、水の使用量、廃棄物排出ならびにリサイクルに関するパフォーマンスを ESG/CSR レポートにて報告している。

### b. SMTB の環境に対する取り組み

SMTB の経営層は、三井住友トラスト・グループの中核企業として、ESG の重要性を認識している。

今回のグリーンボンドの発行は、既述の通り、以前からの経営層のイニシアティブによる ESG への積極的な取り組みの一環である。

SMTB では、環境問題に専門的な知見を有する部署として経営企画部内にサステナビリティ推進室を設置し、同室において SMTB の ESG の全体統括や各事業の ESG 活動の支援を行っているほか、外部の専門機関である各種環境団体 NGO やコンサルティングファームや監査法人等と協働していることを JCR ではヒアリングにて確認している。

加えて、SMTB は、本体業務である不動産業務において、2005 年以降、環境不動産のもたらす付加価値に関する論文の発表を皮切りに、国・地方自治体や CASBEE 関連の委員会等において環境不動産の普及に関する公的な取り組みを行っているほか、環境不動産のパイオニアとして CASBEE 認証の申請支援コンサルティングなどの環境不動産の普及に向けたビジネスを展開している。

今回の J-REIT 向けファイナンス・アレンジメントの一環としての信託受益権でのグリーンボンド組成も、上記取組の一環であるということと、本件は合同金銭信託であることから、委託者兼受益者である投資家が、SMTB が組成したこの商品を通じて、環境改善効果がある事業への投資を行うことができる点についても、JCR では評価している。

なお、今回のグリーンボンドの発行については、既述の通り、以前より SMTB では ESG を経営の重要な基盤と考え、各事業における ESG への取組を検討する中で、本信託受益権がグリーンボンドとして組成された経緯がある。

今回のグリーンボンドの発行をきっかけに、グリーンボンドに関する発行方針、プロセス及びグリーンプロジェクトの選定基準がより明確に位置づけられるか、JCR として注視していく。

## ■評価結果

評価対象の信託受益権は、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」において“g1”、「管理・運営体制及び透明性評価」において“m1”としたため、「総合評価」は“Green1”とした。また、本信託受益権は、グリーンボンド原則及び環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

## ■評価対象

発行体：三井住友信託銀行

### 【新規】

対象	発行額	信託設定日	信託満了日	利率	予備評価
信託受益権	未定	未定	未定 (5年間)	未定	JCR グリーンボンド評価 : Green1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1

(担当) 梶原 敦子・梶原 康佑・山田 雄一

## 本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの発行計画時点又は発行時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「グリーン・ファイナンス ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR のグリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

**JCR グリーンボンド評価**：グリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーン・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<http://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル